

## 新型コロナウイルス対策等に関する要望事項

2020年7月21日

共同会派 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム

### 【今回協議を求める件】

- ① 全国的に感染拡大傾向にあることから、感染拡大防止にさらに万全を期すること。また、感染拡大防止に向けた政府の考え方（検査・医療体制、対応を求める際の客観的基準を含む）を早急かつ明確に示すこと。
- ② 感染防止と経済活動を両立させるための検査体制を確立すること。
- ③ 災害時の感染拡大防止策を徹底すること。特に、現地に赴くボランティアや派遣行政職員等に対する検査の実施などについて、政府の方針を明らかにすること。
- ④ 休業要請を行う場合には補償もセットにすることをはじめ、新型インフルエンザ特措法改正に関する政府の考え方を早急に明らかにすること。
- ⑤ 医療機関等の経営支援を行うこと。
- ⑥ 方針が二転三転している Go To キャンペーンの内容及び経過について、早急かつ明確に説明すること。
- ⑦ 持続化給付金・家賃支援給付金の対象者及び内容の拡大をすること。
- ⑧ 収入が大幅に減少しているにもかかわらず、支援が十分でない個人・企業への追加対策を検討すること。（休業手当が受けられない学生バイト、融資が受けられない企業等）
- ⑨ エアコンの設置をはじめ児童・生徒・教職員等に対する熱中症対策に万全を期すこと。万が一、熱中症が発生した場合の行動指針を早急に策定すること。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、簡便な手続きで速やかに給付するとともに、対象をすべての企業とし、雇用形態を問わずすべての労働者に対して支給すること。また、失業給付の上限額を遡って休業支援金・給付金と同程度に引き上げること。さらに、事業主の了承を得ずに申請した場合でも事業主は当該労働者に不利益な取り扱いをしてはいけないこと、シフト制のアルバイトでシフトが減った場合も対象になることをQ&A等に明記した上で、事業主及び労働者に周知徹底すること。
- ⑪ 小学校休業等対応助成金の活用を促進するため、個人申請方式を導入すること。少なくとも既に取得した休暇に対する支給については個人申請方式とすること。
- ⑫ 専任の広報官の設置を改めて政府に強く求める。

### 【前回までに協議を求めた件】

- ① 就労支援施設を利用する障がい者の工賃の減少に対する支援を行うこと。
- ② 被扶養者となっているフリーランスも持続化給付金の対象とすること。

- ③ これまでの新型コロナウイルス感染症対策専門家会議と政府との関係について検証すること。加えて、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議構成員一同によりとりまとめられた提言を政府としても真摯に受け止め、今後の新型コロナウイルス感染症対策に活かすこと。
- ④ 人格なき社団も含め、課税対象となるあらゆる業種の個人・団体について、分け隔てなく持続化給付金や家賃支援、税の減免、融資等の対象とすること。
- ⑤ 持続化給付金については、給付上限額の大幅増額を行うとともに、支給要件の緩和（現行50%以上の売り上げ減少率を30%以上にする等）を行うこと。また、寄付や雑所得など様々な収入減についても柔軟に事業収入減として認めること。
- ⑥ 特に収入が減少した個人に対して追加給付を行うことなどの対策を講ずること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については、簡便な手続きで速やかに給付するとともに、対象をすべての企業とし、賃金が大きく減少したすべての労働者に対して支給すること。また、失業給付の上限額を遡って休業支援金と同程度に引き上げること。
- ⑧ 経営環境が悪化している、歯科を含む医療機関等を支えるための新たな給付金を創設すること。
- ⑨ 今後の検査について政府の考えを整理し、それに基づいた体制整備を行うこと。
- ⑩ 持続化給付金、雇用調整助成金、無利子無担保融資の手続について簡素で迅速なものとなっているかを検証し、専門家活用などにより早急に改善すること。また、あらゆる給付や助成、融資等について、それぞれの進捗状況をわかりやすく示すこと。

以上について、政府及び与党においてもそれぞれ速やかに議論を行い、結論を出すこと。

以 上